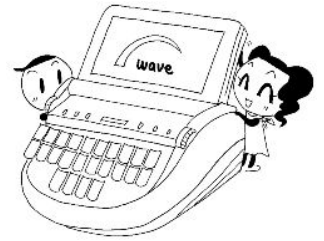




はやとくん通信

ファンクラブ & ユーザー
電子速記研究会発行

(抜粋記事) 2013.5 No.59



また出ました!

裁判所速記官の養成再開を求める声明&意見書

《宮崎県弁護士会》



裁判所速記官の養成再開を求める会長声明

当会は、最高裁判所に対し、直ちに裁判所速記官の養成を再開されることを強く求める。

1 速記官制度は、裁判記録の正確性、公正さを担保するとともに、迅速な裁判に資するものである。国民の司法参加が強く求められている現在、速記官制度は必要不可欠な制度である。

ところが、最高裁判所が裁判所速記官の新規養成を1998年度から停止したことにより、最大時825名いた裁判所速記官は2011年6月1日時点で234名にまで減少した。宮崎地方裁判所管内の裁判所速記官の配置についても、3名（本庁のみ）に減員されている。

2 これに対し、最高裁判所は、裁判所速記官による速記録に代わるものとして、民間委託による「録音反訳方式」を導入している。しかし、「録音反訳方式」については、法律上の独特の言い回しなどにつき民間業者が必ずしも精通しているとは言えず、意味不明の誤植のまま残存してしまう恐れがないとは言えないし、民間に委託することによりプライバシーの漏えいについても懸念がある。加えて、調書の完成までに日数がかかることや、誤字・脱字、訂正漏れ、意味不明箇所が目立つなどの問題も指摘され、審理にも少なくない影響を与えていると思われる。

3 また、2009年5月21日から、一般市民が裁判員として刑事裁判に参加する裁判員制度が開始され、法定刑の重い重大事件を対象として、一般市民が職業裁判官とともに審理し判断することになった。裁判員の公正・的確な判断を保障するためには、法廷でのやりとりや証言内容が即時に確認できるようにすることが不可欠である。

裁判所は、ビデオ録画とコンピューターの音声認識を組み合わせ、一定の単語を手掛かりに証言・供述の各場面を検索できるようにして、裁判員裁判の評議に対応しようとしているが、このシステムは、遺憾ながら誤変換が極めて多く、正確な記録にならないことや、電磁的に記録されたデータを取り出して検討すると

いう方法では、一覧性や速読性がなく、審理や訴訟準備に利用しにくいなどの問題が報告されている。さらに、裁判所が正確で迅速な文字化された供述記録を作成しないため、裁判員は、自分の記憶と自分の作成するメモしか頼れない状況になっている。こうした裁判で、公正・的確な審理や評議、判決ができるのか大いに懸念があり、とりわけ、被告人の権利を最大限擁護することを社会的責務としている弁護人の立場からすれば、正しい事実認定のもと正当に裁判が進められるのか、甚だ疑問である。

- 4 これに対して、裁判所速記官による速記録は、公判終了後直ちに文字化された証言・供述調書を作成することができるまでに進歩している。文字化された逐語録調書は一覧性に優れ、さらに電磁的記録となっていることから、コンピューター上で確認したい証言や供述を速やかに探し出すこともシステムの的には十分可能である。上記の一定の単語を手がかりに検索するシステムよりも遥かに迅速に目的の供述箇所を探し出すことができ、誤った検索をすることはまずない。しかも、ビデオとコンピューターの音声認識では、発音が重なったり、曖昧な発音のために、証言・供述内容が確認できない場合がありうるが、裁判所速記官による速記録の場合には、裁判所速記官が立ち会って、その場で証言・供述を確認できるために、内容が確認できないことは殆どない。この点でも、裁判所速記官による速記録は、極めて正確なものであり、ビデオ録画とコンピューターの音声認識の組み合わせと比較した場合、裁判所速記官による速記録の優位性は明らかである。

現在、世界の多くの国で、裁判には機械速記によるリアルタイム速記が取り入れられている。アメリカでは、最高裁判所が裁判所速記官の養成を停止した当時約3万人であった速記者が現在では6万人を超えるまでに増えている。最近では韓国、中国などでも制度化されており、ハーグの国際刑事裁判所でもリアルタイム速記が活用されている。

このように世界標準となっているリアルタイム速記システムについては、裁判所速記官の増員や機器の確保など態勢が整備されれば日本でも十分実現可能である。

- 6 公正で客観的な記録の存在は、なによりも国民の公正・迅速な裁判を受ける権利の保障にとって重要不可欠なものである。裁判所が、国民の基本的人権を擁護すべく、公正かつ迅速な裁判を行うことがこれまで以上に強く求められている現状にあっては、裁判の適正や裁判所の調書作成等に対する国民の信頼を確保するために、厳しい研修を受け、裁判の実情に通暁した裁判所速記官による速記録の作成が是非とも必要である。

以上の事情を踏まえ、当会は、最高裁判所に対して、速やかに裁判所速記官の養成を再開するよう強く求める。

2013年（平成25年）1月22日
宮崎県弁護士会会長 松田幸子

《東京弁護士会》

2013（平成25）年3月21日



裁判所速記官に関する意見書

東京弁護士会
会長 斎藤 義房

第1 意見の趣旨

東京弁護士会は、最高裁判所に対し、迅速かつ正確な尋問調書の作成が適正な裁判の実現に欠かせないとの観点から、録音再生システムが十分に進歩するまでの間、特に裁判員裁判の証拠調べには裁判所速記官を用いることを求める。

そのために、当面は裁判所速記官の養成を再開して、裁判実務に資するよう要望する。

第2 意見の理由

1 問題の所在

1997（平成9）年の最高裁判所裁判官会議における裁判所速記官の養成停止決定を受けて、現在では裁判所速記官は大幅に減少し、速記官が立ち会う民事・刑事裁判の件数も減少しており、いずれは裁判所速記官が存在しなくなってしまう方向にある。

しかしながら、裁判所法第60条の2第1項に「各裁判所に裁判所速記官を置く。」規定されているとおり、裁判所速記官は法律で各裁判所に配置することが義務づけられている。

また、裁判所速記官は、民事・刑事裁判の審理、とりわけ裁判員裁判の審理において、その役割は大きい。

他方、裁判所では、近年、いわゆる録音反訳方式で証人や被告人の供述調書が作成されるケースが多い。しかし、この方式では、誤字・脱字等が目立つなど正確性に欠ける面があることが指摘されている。また、尋問調書が完成されるまでに多くの日数を要することから、少なからず裁判の長期化にも影響している。

2 速記官による速記録の優位性

速記官により作成される速記録は、いわゆる録音反訳方式や音声認識システムによる画像検索等を利用する場合と比べて、現状においては、以下のような様々な点で優れており、公正かつ迅速な裁判の実現、ひいては司法制度に対する国民の信頼確保等に資することは明らかである。

(1)内容の正確性・客観性

速記録は、専門的訓練を受けた速記官によって作成され、誤字・脱字等を除き、原則として訂正されない。正確な速記録の作成は、上訴審を含め事後的検証のためにも必要である。

(2)記録の確実性

録画録音では、記録自体の失敗や、記録はできても不明瞭な発言・雑音等で聴取に支障が生ずるなど、後で記録として利用不可能な事態が生ずる可能性があるが、速記

官による記録は確実に残る。また、速記官が立ち会うことで公判における想定外の事態にも対応しうる。

(3)作成の迅速性

録音反訳では調書作成に多くの日数を要するが、現在では、速記原本印字機能のないステンチュラの機種（DiamanteとWAVE）の導入や「はやとくん」というコンピューターソフトを用いれば、尋問を実施したその日のうちに速記録を完成させることも可能である。

(4)書面の一覧性・閲覧容易性

録画された映像を見るには、機械の操作が必要な上、検索や再生にも時間を要するが、速記録のように文字化された情報は容易に閲覧することができ、一覧性も高い。

(5)秘密保持

速記官による記録は、録音反訳を外部委託した場合のような情報漏洩が生じるおそれがなく、秘密保持にも資する。

3 特に裁判員裁判において速記録の必要性が高いことについて

- (1) 連日開廷・集中審理が行われる裁判員裁判において、一覧性・閲覧容易性を有する速記録が即時に作成される必要性が一層高い。
- (2) 尋問終了後、直ちに速記録が訴訟当事者に提供されるとすれば、裁判官、裁判員、検察官及び弁護人のいずれにとっても、①自ら詳細なメモをとることを要せず、尋問に集中することができる、②速記録をその後の公判活動や評議に活用することができる等、審理の充実に資するところが大きい。
- (3) もし、評議の過程で、裁判員が、証人や被告人の正確な発言を確認したいと思っても、その都度評議を中断させて、録画再生のための機械操作を裁判官等に依頼しなければならないとすれば、これを躊躇しかねないが、文字化された速記録があれば、そうした懸念もない。
- (4) 聴覚障害者が裁判員を務める上で、リアルタイム速記は不可欠である。手話通訳で十分とはいえない。
- (5) よって、裁判員裁判における尋問の際には速記官を活用し、訴訟当事者が即時に速記録の閲覧等ができるようにすべきである。

4 最高裁判所の見解とこれに対する反論

- (1) 最高裁判所は、①裁判員裁判は、分かりやすい審理に努める上、結審後記憶が鮮明なうちに直ちに評議を行うから、そもそも文字情報としての調書を用いて供述内容を確認するという必要性が低い、②万一、供述内容の確認を要する場合は、音声認識システムの検索機能を利用して録画映像を再生することで十分対応できる、などとして、速記録の必要性を否定している。
- (2) しかし、分かりやすい審理を行うことと正確で客観的な記録を直ちに作成することとは矛盾しない。

結審後直ちに評議を行うとしても、裁判員が全ての証拠調べの結果を記憶しているとは限らず、これを確認する手段が不要であるということにはならない。その場合、前述のとおり、文字情報は、録画再生と異なり、特に一覧性・閲覧容易性の点で優れており、一々機械操作をする必要がない点でも利便性が高い。

また、音声認識システムによる音声変換データは、正確に文字化されないことが多いため、必要な情報を検索することもままならず、確認したい供述部分を探し出すのに多大な労力を要するのが現状である。加えて、裁判所から配付される音声認識システムは最新のオペレーティングシステムに対応しておらず、弁護人側のコンピューター的环境によっては、音声認識システムの利用に支障をきたす場合もある。

確かに技術の進歩は日進月歩なので、上述した録音反訳方式等の問題点の克服がなされる日が来ることは予想される。しかし、現状では、それに達していないのであり、当面は裁判所速記官の速記録が優越していることは否定できない。

最高裁判所は、2004（平成16）年の裁判所法改正に際し、「政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、裁判員制度導入も展望しつつ、逐語録に対する需要に的確にこたえられる態勢を整備するとともに、裁判所速記官が将来の執務態勢及び執務環境等について不安感を抱くことのないよう十分な配慮をすべきである。」との附帯決議がなされていることも想起すべきである。

5 結語

以上のとおり、迅速かつ正確な尋問調書の作成が適切適正な裁判の実現に欠かせないとの観点からすると、現状では、録音反訳方式や音声認識システムによる画像検索といった他の手法よりも速記官による速記録の方が優る。

特に、裁判員裁判においては速記官が証拠調べに立ち会う必要性が高い。よって、当会は、最高裁判所に対し、録音再生技術システムが十分に進歩するまでの間、裁判員裁判の証拠調べには速記官を用いるよう求めるとともに、当面は、裁判所速記官の養成を再開して、裁判実務に資するよう要望する。

以 上

～辞書会議開催～

4月20日、21日に東京で、遠藤会長と辞書係などの12名が集まり、辞書会議を開催しました。

次のような内容について話し合いましたが、その詳細な内容や結果は、ユーザーズ情報でお知らせいたします。

- （議題1）略語について
- （議題2）自立語テキストについて
- （議題3）マニュアルについて
- （議題4）パソコン上の漢字について
- （議題5）「意味属性」の表の改定
- （議題6）【ほか】の表記についての確認
- （議題7）はやと辞書に登録する基準について。



～東北の商品を紹介します～

今回は **岩手県** の商品です。街で見かけたらぜひ購入をお願いします。

仙台：中西

さいとう製菓株式会社（大船渡市）の 「かもめの玉子」

外観が本物の玉子のようなお菓子です。黄身あんが入った玉子形の焼き菓子をホワイトチョコでコーティング。（「ミニ」サイズが食べやすいです。私の同期からも、東北のお土産としてリクエストされる人気商品です。）春ならイチゴ、秋ならクリといった季節限定版も人気があります。

中尊寺等の世界遺産登録を記念した「黄金かもめの卵」（クリが丸ごと一つ入って、金箔もあしらわれ、とっても豪華！）や、チョコレートバージョンの「かもめのシヨコラン」もあります。

フリーダイヤル 0120-311005

<http://www.saitoseika.co.jp>



株式会社井戸商店（釜石市）の 「釜石いかウイナーi Do.」

井戸商店さんが震災後に開発した新商品です。

井戸商店さんは、震災により、釜石の本社・工場が全壊、流出。大きな被害を受けましたが、昨年4月に日本社跡地に新工場が完成、がんばっていらっしゃいます。

「釜石いかウイナーi Do.」は、発色剤などの添加物は使用しておらず、国産スルメイカ（?!釜石らしいですね。）と良質な岩手の豚肉で作った本格派ウイナーソーセージで、あっさりした味わい。プレーン、バジル、ベジタブル、ガーリック、チヨリソーの5種類があり、商品名は、社名と、「私はやります」をかけてネーミングしたとのことです。

<http://www.ido-syoten.jp>